

## ソフトウェアエンドユーザーライセンス契約書

この契約は、パナソニック i-PRO センシングソリューションズ株式会社（以下、当社）のネットワークカメラ等の当社製品に含まれる AVC / H. 264 ビューアプログラム（以下、本プログラムといいます）の使用許諾に関する契約であり、お客様が以下の内容にご承諾いただくことが本プログラムご使用の条件となっております。

本プログラムをご使用のコンピューターにインストールすることをもって、お客様が下記の条件に同意し、お客様と当社との間でこの契約が結ばれたものとみなしますので、あらかじめ以下の内容をよくお読みください。

### 第1条（使用許諾）

1. お客様は、この契約の内容に従うことを条件に、本プログラムを、日本国内で使用することができます。
2. お客様は、本プログラムを1台のコンピューターにインストールして使用することができます。

本プログラムをネットワークその他の方法により複数のコンピューターで使用する場合には、必要数のユーザーライセンスをご購入いただかなければなりません。

また、本プログラムを異なるコンピューター間で共有したり、同時に使用することはできません。

### 第2条（使用の制限）

1. お客様は、前条に明記されている場合を除き、本プログラムの複製、変更はできません。また、有償、無償を問わず、本プログラムを第三者に使用させたり、もしくは譲渡することはできません。
2. お客様は、本プログラムの全部または一部について、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルすることはできません。

### 第3条（著作権）

本プログラムの著作権は、当社またはその許諾者が有し、日本国著作権法によって保護されています。

お客様は、本プログラムの購入により、第1条に従い本プログラムを使用する権利を取得することができますが、その著作権までがお客様に移転するものではありません。

#### 第4条（保証の範囲）

1. 本プログラムが当社のネットワークカメラの取扱説明書などの関連資料に記載されたとおり  
に動作しない場合、当社はその原因を調査し、可能な限り改善を行うものとします。  
なお、風水害、地震、火災、その他の災害、第三者による行為、事故、誤使用など、その原因  
が当社の責に帰さない理由に起因する場合については、当該保証の対象外とします。
2. お客様は、本プログラムの変更、改造を行わないでください。  
お客様の変更、改造により何らかの欠陥が生じたとしても、当社では一切保証いたしません。  
また、お客様の変更、改造の結果、万一お客様に損害が生じたとしても当社が責任を負うも  
のではありません。
3. 当社は、お客様に対し、本条1項に記載された保証を除き、本プログラムの機能、性能、品  
質がお客様の特定の用途、利用目的に適合していることを含むいかなる明示もしくは黙示の  
保証も行いません。

#### 第5条（責任の制限）

当社は、故意または重過失による場合を除き、本プログラムの使用により、もしくは使用で  
きなかったことによりお客様に生じる間接的、特別なあるいは結果的損害について、責任を  
負いかねます。

ここでいう損害は、事業利益の損失、業務の中断、情報の損失、金銭的な損失、あるいは第  
三者から請求を受けた損害などを含みますが、これらに限定されません。

いかなる場合でも、この契約に基づく当社の責任は、本ユーザーライセンスのご購入に際し  
お客様が実際に支払った金額を上限とします。

#### 第6条（契約の終了）

1. お客様は、いかなるときでも本プログラムとそのすべての複製物を、お客様の費用負担にて  
当社に返却するか、または破棄すること、もしくは本プログラムの使用を中止することによっ  
て、この契約を終了させることができます。
2. お客様がこの契約の内容に違反した場合、当社はこの契約を解除し、本プログラムの使用を  
終了させることができます。  
その場合、お客様は、本プログラムとそのすべての複製物を、お客様の費用負担にて当社に  
返却するか、または破棄しなければなりません。

#### 第7条（その他）

この契約書は、お客様が適法に、本プログラムを使用する権利の許諾を受けたことの証明と  
なりますので、大切に保管してください。